

Q.

中国籍の顧客が別荘物件の購入を検討しています。外国人に対して日本国内の不動産を売却する際の規制・留意点を教えてください。（不動産業）

A.

日本においては、外国人を相手方とした不動産売買に関する規制はなく、外為法に基づく届出義務を遅滞なく履行することにより、自由に不動産売買を行うことが可能です。一方、実際の取引に際しては、契約の締結、代金の決済、売買後の費用管理に至るまで、日本人を相手方とする場合と異なりますので、慎重に手続きを行う必要があります。

解説

1. 外国人の不動産所有規制

日本の不動産（土地を含む）は、外国人に対しても、日本人と同様に所有権を取得させることが可能です。所有権の期限も設定されていないため、自由に売買する権利が認められています。

こちらは信用金庫とそのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

[続きを読む](#)